

調査・研究報告書の要約

書名	平成 18 年度 国際的制度調和に向けた安全保障貿易管理制度の比較・分析報告書 (ロシア連邦及びその周辺国における輸出管理法制度調査研究編)				
発行機関名	社団法人 日本機械工業連合会・財団法人 安全保障貿易情報センター				
発行年月	平成 19 年 3 月	頁数	427 頁	判型	A4

[目次]

<総論>

1. 調査目的
2. 調査内容
3. 調査結果と得られた結論

<各論>

1. ロシア連邦及びその主要周辺国における輸出管理法制度の概要
2. ロシア連邦及びその周辺国における輸出管理法制度の詳細
 - 2.1 ロシア連邦
 - 2.2 カザフスタン共和国
 - 2.3 タジキスタン共和国
 - 2.4 ウズベキスタン共和国
 - 2.5 キルギス共和国
 - 2.6 トルクメニスタン
 - 2.7 ウクライナ
 - 2.8 グルジア
 - 2.9 モルドバ共和国
 - 2.10 アゼルバイジャン共和国
 - 2.11 アルメニア共和国
3. ロシア連邦およびその周辺国に関する安全保障関連情報
 - 3.1 安全保障関連クロノロジー
 - 3.2 ロシアから大量破壊兵器等の移転が懸念される情報一覧
 - 3.2.1 ミサイル関連
 - 3.2.2 核関連

[要約]

ロシアの貨物・技術ならびにロシア及びその周辺国（カザフスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、キルギス、トルクメニスタン、ウクライナなど）向けに輸出された貨物・技術が他の国へ拡散する危険性を明らかにすることを目的としてロシア連邦及びその周辺国における安全保障貿易管理法制度を調査した。

具体的にはロシア連邦及びその周辺国における安全保障貿易管理法制度を国別に調査し、制定の経緯、政治的背景、国際協力関係などの背景状況も調査し、課題の抽出も行った。さらに関連諸国の安全保障関連情報についても調べた。

本調査により、ロシア連邦及びその周辺国における安全保障貿易管理法制度整備状況ならびに運用の実態が明らかになった。特にロシア周辺国においては、輸出管理法制度が整備されていない、あるいは運用面で多くの問題があることがわかった。法制度整備が行われていない原因としては、大量破壊兵器不拡散問題に対する認識が不足していること、政府に腐敗があること、国境問題など他に対応しなくてはならない問題が多くあること、などがあげられる。これら諸国が効果のある貿易管理体制を整備するためには、普及・啓蒙活動をはじめとする国際協力が必要である。

ロシア連邦及びその周辺国における輸出管理法制度につき第1章に概要を、第2章にその詳細を記述した。また、第3章には輸出管理に関係する安全保障関連情報をクロノロジーならびに移転懸念情報一覧としてまとめた。

ロシア連邦及びその主要な周辺国の輸出管理法制度は要約すると以下ようになる。

ロシア連邦

	項目	内容
1	法的枠組	デュアルユース品目及び核関連貨物については「1999年7月の輸出規制に関する法律第183-FZ号」を基本法として定められている。 軍事貨物（技術）については「1998年7月9日の軍技術協力に関する法律」により、政府が独占している。
2	所管官庁	(1) 輸出ライセンス付与の権限は国防省にあり、デュアルユース・核関連物資の輸出入のライセンスの発給は「連邦技術・輸出規制庁」(FTECS)

	項目	内容
		<p>が、軍事物資（技術）の輸出入のライセンスの発給は「連邦軍事技術協力庁」（FSMTC）が行う。</p> <p>(2) 省庁合同組織である「輸出規制委員会」が設置されており、ロシアの輸出規制政策の統一の実施を確保するため、輸出規制に関する指針等の策定、関係機関の調整等を行っている。</p>
3	規制リスト	6つの規制物資・技術のリストがある。これらリストは、ロシアが参加していないオーストラリア・グループを含む国際レジームの要件と合致。
4	規制対象国・地域	WMDの開発に用いられる可能性の高い貨物（技術）は、ロシア連邦の安全保障を確保するため規制貨物・技術の輸出禁止国リストを大統領命令により定めることができる。
5	懸念顧客情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッチオール規制の遵守ため、懸念のある輸入国、輸入者に係る「Red Flags」制度を設置 ・ 2006年4月「輸出管理委員会」が、核・化学・ミサイル関連のプログラムに関与に懸念のある外国組織の警戒リストを作成（51カ国、1152組織）
6	禁輸国関連	上記5参照
7	再輸出規制	輸入されたデュアルユース品目のロシアの他の組織へ移転は、「連邦技術・輸出規制庁」（FTECS）の許可を要する。
8	キャッチオール規制	規制リストに記載されていない貨物がWMDやその運搬システムを開発するため用いられる可能性があると思える理由がある場合には、輸出ライセンスを申請しなければならない。
9	インタンジブル規制	不明

	項目	内容
10	ライセンス申請 ①個別ライセンス	第一段階：輸出規制貨物か否か判断するほか、TNVED 記号（外国貿易物品番号）及び規制品リスト記号を確認する（専門家センターが設置されている）。 第2段階：申請書に関係書類を添付し FTECS に提出。FTECS は「省庁合同専門評議会」に審査を付託する。 第3段階：FTECS は「省庁合同専門評議会」の勧告を参考に許可の諾非を決定する。
	②共通ライセンス	・FTECS により認められたコンプライアンスプログラムを有し、国際レジーム参加国へ、特定の貨物を輸出する場合に発給される。
	③特則	・FTECS 管轄下の規制物資に適用される一般原則に加え、特定の種類の貨物（技術）（核関連技術、化学兵器関連資機材等）に係る追加的条件が定められている。 なお、軍事輸出は、連邦国家で唯一「Rosobornexport」が行っている。
11	罰則・執行	刑事罰：3年乃至7年の禁固、最低賃金の500倍以下の罰金（大量破壊兵器関連は別途規定）
12	記録・保管	輸出取引の記録：3年間
13	コンプライアンスプログラム	-

カザフスタン共和国

	項目	内容
1	法的枠組	基本法： ・輸出管理法、1996年6月18日(2002年11月24日付修正)。 ライセンス関連： ・ライセンスに関する法律2200号(1995年4月17日付) など
2	所管官庁	・国家輸出規制問題委員会(State Commission on Export Control Issues) ・産業通商省(MIT; Ministry of Energy, Industry and Trade)

	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・輸出管理・ライセンス部 (Department of Export Control and Licensing) ・核関連製品の取引は、原子力庁(NEC)にも申請が必要。
3	規制リスト	EC 統一リストを採用
4	規 制 対 象 国・地域	<p>国際協力を前提とし、条約、レジーム加盟を条件。</p> <p>核関連製品の核兵器非保有国への輸出は、核兵器、他の核爆発装置の生産、または軍事目的に使用されないこと、IAEA の保障措置の下に置かれること、など。ミサイル関連製品は当該国が MTCR のメンバーであることなど。</p>
5	懸念顧客情報	なし
6	禁輸国関連	カザフスタン政府役人によれば、規制製品の輸出が制限されるかまたは禁止される要注意国のリストを保持しているが、公開されていない。
7	再輸出規制	再輸出許可申請書は、MIT へ提出。カザフスタン国内での譲渡についてもライセンス当局の承認が必要。
8	キャッチオール規制	<p>規制リストに含まれない製品は、下記の場合に認可を必要とすることがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出業者が、管轄政府機関から大量破壊兵器およびその運搬手段の生産に資する可能性があることを知らされている場合 ・ 輸出業者が、大量破壊兵器およびその運搬手段の生産に資する可能性があると信じる理由がある場合
9	インタンジブル規制	規定無し
10	ライセンス	個別許可のみ。戦略製品については包括ライセンスを交付しない。法律の改正審議中。
11	罰則・執行	大量破壊兵器、および他の兵器の新たな生産に使用可能なテクノロジー、科学および技術情報の不法輸出は、月次算出指数(monthly calculation index) の 700 倍から 1000 倍までの罰金または 3 年以上 7 年以下の禁固刑。 など
12	記録保管	規定無し
13	コンプライ	輸出業者がコンプライアンプログラムを作成することを勧告。

項目	内容
アンスプロ グラム	

タジキスタン共和国

項目	内容
1 法的枠組	基本法 <ul style="list-style-type: none"> 武器・軍事製品及びデュアルユースの製品の国家輸出管理に関する法律(1997年12月13日付第521号) タジキスタン共和国における外国経済活動の改善について(1997年12月13日付政令第111号)
2 所管官庁	経済通商省他
3 規制リスト	EURASECに準拠した6リスト。運用リストはなく、リスト原案を審査中。
4 規制対象 国・地域	国家輸出管理に関する法律第8条では、規制品の輸出が許可されない国のリストを特定することができる旨の規定が設けられている。
5 懸念顧客情 報	-
6 禁輸国関連	-
7 再輸出規制	タジキスタン政府が指定する政府機関に申請
8 キャッチオ ール規制	規定無し
9 インタンジ ブル規制	タジキスタン政府主務当局の許可
10 ライセンス	ライセンス申請：国家歳入関税省（廃止されている）
11 罰則・執行	<ul style="list-style-type: none"> 密売買は5年以下の禁固。 「大量破壊兵器の生産に使用可能な物質のみならず、放射性物質、爆破装置、弾薬、核、化学、生物または他の型の大量破壊兵器」の不法移転は、所有物の没収の有無を問わず8年から12年の禁固。 など
12 記録保管	規定無し

	項 目	内 容
13	コンプライ アンスプロ グラム	規定無し

ウズベキスタン共和国

	項 目	内 容
1	法的枠組	基本法：2004年8月26日の輸出管理に関する法律第658-II号（2005年12月14日改正）
2	所管官庁	輸出：対外経済関係・投資・貿易省 通過：内閣または内閣が指定する政府機関が発行。
3	規制リスト	規制品目リストは政府承認待ちの状態。
4	規 制 対 象 国・地域	規定無し
5	懸念顧客情 報	規定無し
6	禁輸国関連	規定無し
7	再輸出管理	規定無し
8	キャッチオ ール規制	規定無し
9	インタンジ ブル規制	規定無し
10	ライセンス	第1段階（政府の許可）：輸出入契約を結ぶ前に手続を進める許可を政府から取得。 第2段階（MEFRITに契約登録）：規制品目の輸出入契約で軍事技術や核関連品目を含むものはMEFRITに登録。 第3段階（輸出／輸入ライセンス申請）：契約登録後、MEFRITに輸出／輸入ライセンスを申請。承認された場合、ライセンスは1回用。
11	罰則・執行	密輸：核、化学、生物その他の種類の大量破壊兵器の密輸は10年以上20年以下の禁固。 など
12	記録保管	-

	項 目	内 容
13	コンプライアンスプログラム	規制品目の貿易に携わる会社とウズベキスタンの軍事・安全保障政策を支える品目の研究および／または生産を行う組織にコンプライアンスプログラムを設けることを義務付け。

キルギス共和国



	項 目	内 容
1	法的枠組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出管理法第 30 号(2003 年 1 月 23 日付) ・ 政令第 121-r 号 (2003 年 3 月) ・ 外国との軍事・技術協力を推進する措置に関する大統領令 第 265 号 (2003 年 8 月 14 日付) ・ キルギスの輸出管理実施に関する政府決定第 330 号 (2004 年 5 月 4 日付)
2	所管官庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上位組織：輸出管理専門家による恒久的省庁間作業グループ ・ 実施当局：軍事技術協力・輸出管理委員会 ・ 許可当局：産業・貿易・観光省
3	規制リスト	法律では参照されているが整備されていない。作成中。
4	規制対象国・地域	統制品の貿易が禁止され、制限される国のリストは、キルギス政府が作成することができる。
5	懸念顧客情報	なし
6	禁輸国関連	-
7	再輸出規制	産業・貿易・観光省に申請
8	キャッチオール規制	輸出業者は、大量破壊兵器とその運搬手段の生産に使用されるかもしれないと考える理由がある場合、取引を行ってはならない。
9	インタンジブル規制	-
10	ライセンス	<p>個別ライセンス：特定の種類の商品に関する 1 件の取引に対し、1 歴年間有効。</p> <p>包括ライセンス：特定の種類の商品に関する数件の契約に使用</p>
11	罰則・執行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な許可なしに行われた活動は法律の定める最低賃金の 100 から 200 倍の罰金、または 240 時間以下の地域社会奉仕、または 3 年

	項 目	内 容
		以下の禁固刑 <ul style="list-style-type: none"> 核、化学、生物、その他大量破壊兵器関連物質と技術、大量破壊兵器、および兵器の密輸を対象。財産没収を伴う 5 年から 7 年の禁固刑。
12	記録保管	輸出業者/輸入業者はその活動記録を保管し、要請あり次第行政省庁が入手できるようにしなければならないと規定。
13	コンプライアンスプログラム	軍事物資に関する組織は、コンプライアンスプログラムを作成すべきと規定。

トルクメニスタン

	項 目	内 容
1	法的枠組	<ul style="list-style-type: none"> 大統領決議第 2251 号、「トルクメニスタン国境にまたがる、自然人による商品、品目および貴重品の輸送に関する規制」（1997 年 7 月 18 日付） 特定の種類の活動許可に関する法律、第 384-I 号（1999 年 6 月 14 日付）
2	所管官庁	ライセンスに関する法律に従い、ライセンス当局はライセンスの発行、ライセンスを付与された個人および企業の活動の管理、および発行したライセンスの登録を維持する責任を有する。
3	規制リスト	有効なものはない
4	規制対象国・地域	-
5	懸念顧客情報	-
6	禁輸国関連	-
7	再輸出規制	-
8	キャッチオール規	-

	項 目	内 容
	制	
9	インタン ジブル規 制	-
10	ライセン ス	-
11	罰則・執 行	麻薬、向精神薬、有害物質、毒性物質、放射性物質または爆発性物質、武器、爆発装置、小火器または弾薬、核兵器、化学兵器、生物兵器およびその他の種類の大量破壊兵器、特定の規制下に管理されている大量破壊兵器の製造に使用される恐れのある材料と装置の国外への不当輸送は、財産没収の有無にかかわらず3年から8年の禁固刑。 など
12	記録保管	-
13	コンプラ イアンス プログラ ム	-

	<p>この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。</p> <p>http://keirin.jp/</p>	
---	---	---